

委員会提出議案第1号

発 議 書

次の案を提出する。

呉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

令和7年3月13日

提 出 者

議会運営委員長

小 田 晃 士 朗

呉市議会議長 中 田 光 政 様

呉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
呉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市議会会議規則の一部を改正する規則

呉市議会会議規則（昭和31年呉市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 委員会（<u>第61条</u>—第73条）</p> <p>第8章～第13章の2 略</p> <p>第13章の3 公聴会、<u>参考人</u>（第111条の3—第111条の9）</p> <p>第14章 略</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場（第117条）</p> <p>第16章 補則（第118条）</p> <p>附則 （議席）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はかり</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 略 （会期中の閉会）</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （会議時間）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間</u>を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はかつて</u>決める。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 委員会（<u>第60条の2</u>—第73条）</p> <p>第8章～第13章の2 略</p> <p>第13章の3 公聴会<u>及び</u>参考人（第111条の3—第111条の9）</p> <p>第14章 略</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場（第117条・<u>第117条の2</u>）</p> <p>第16章 補則（<u>第117条の3</u>—第118条）</p> <p>附則 （議席）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮り</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 略 （会期中の閉会）</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （会議時間）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、<u>会議時間</u>を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮って</u>決め</p>

3 略

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第17条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件を撤回し又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

る。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 略

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第17条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>
<p>(日程の順序変更及び追加)</p>	<p>(日程の順序変更及び追加)</p>
<p>第20条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はかり</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>	<p>第20条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮り</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>
<p>(延会の場合の議事日程)</p>	<p>(延会の場合の議事日程)</p>
<p>第21条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至ら<u>なかつた</u>とき、又はその議事が<u>終らなかつた</u>ときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p>	<p>第21条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至ら<u>なかつた</u>とき、又はその議事が<u>終わらなかつた</u>ときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p>
<p>(日程の終了及び延会)</p>	<p>(日程の終了及び延会)</p>
<p>第22条 議事日程に記載した事件の議事を<u>終つた</u>ときは、議長は、散会を宣告する。</p>	<p>第22条 議事日程に記載した事件の議事を<u>終わつた</u>ときは、議長は、散会を宣告する。</p>
<p>2 議事日程に記載した事件の議事が<u>終らない</u>場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はかり</u>、延会することができる。</p>	<p>2 議事日程に記載した事件の議事が<u>終わらない</u>場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮り</u>、延会することができる。</p>
<p>(投票)</p>	<p>(投票)</p>
<p>第27条 議員は、<u>職員の点呼</u>に応じて、順次投票する。</p>	<p>第27条 議員は、<u>議長の指示</u>に従つて、順次投票する。</p>
<p>(開票及び投票の効力)</p>	<p>(開票及び投票の効力)</p>
<p>第29条 略</p>	<p>第29条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。</p>	<p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。</p>
<p>(一括議題)</p>	<p>(一括議題)</p>
<p>第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で</p>	<p>4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による交付</u>に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で</p>

会議にはかつて決める。

(議案等の説明, 質疑及び委員会付託)

第36条 略

2 略

3 前2項に規定する場合における提出者の説明及び第1項に規定する場合における委員会の付託は, 討論を用いなくて会議にはかつて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は, 第73条(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまつて議題とする。

(委員長及び少数意見者の報告)

第38条 略

2 略

3 第1項の報告は, 議会の議決により, 又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し若しくは朗読したときは, 省略することができる。

4 略

(修正案の説明)

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき, 又は委員会の付託を省略したときは, 議長は, 修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第41条 議長は, 前条の質疑が終わったときは, 討論に付し, その終結の後表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 略

2 前項の期間内に審査又は調査を終わらなかつたときは, 第37条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず, 議会の会議において審議するものとする。ただし, 議会は, 委員会の要求により, 審査期間を延長することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 略

2 委員会は, その審査又は調査中の事件に

会議に諮つて決める。

(議案等の説明, 質疑及び委員会付託)

第36条 略

2 略

3 前2項に規定する場合における提出者の説明及び第1項に規定する場合における委員会の付託は, 討論を用いなくて会議に諮つて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は, 第73条(委員会報告書)の規定による報告書の提出を待つて議題とする。

(委員長及び少数意見者の報告)

第38条 略

2 略

3 第1項の報告は, 議会の議決により, 又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し, 若しくは朗読したときは, 省略することができる。

4 略

(修正案の説明)

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき, 又は委員会の付託を省略したときは, 議長は, 修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第41条 議長は, 前条の質疑が終わったときは, 討論に付し, その終結の後表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 略

2 前項の期間内に審査又は調査を終わらなかつたときは, 第37条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず, 議会において審議するものとする。ただし, 議会は, 委員会の要求により, 審査期間を延長することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 略

2 委員会は, その審査又は調査中の事件に

ついて、特に必要があると認めるときは、
中間報告をすることができる。

3 略

(発言の許可等)

第47条 発言は、すべて議長の許可を得た後、演壇又は質問席においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の通告及び順序)

第48条 略

2・3 略

4 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当つても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第48条の2 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終つた後でなければ発言を求めることができない。

2・3 略

(議長の発言討論)

第49条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第50条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 略

3 議員は、質疑に当つては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第52条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。ただし、出席議員5人以上から異

ついて、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

3 略

(発言の許可等)

第47条 発言は、全て議長の許可を得た後、演壇又は質問席においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の通告及び順序)

第48条 略

2・3 略

4 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第48条の2 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2・3 略

(議長の発言討論)

第49条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第50条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 略

3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第52条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。ただし、出席議員5人以上から異

議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(質疑、討論の省略又は終結)

第55条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2・3 略

4 質疑若しくは討論終結の動議、又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(緊急質問等)

第58条 略

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 略

(答弁書の配付)

第60条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において、答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配付にかえることができる。

第7章 略

(委員外の議員の発言)

第64条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(質疑、討論の省略又は終結)

第55条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2・3 略

4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(緊急質問等)

第58条 略

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 略

(答弁書の配付)

第60条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において、答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配付に代えることができる。

第7章 略

(出席委員に関する措置)

第60条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

(委員外の議員の発言)

第64条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

	<p>3 <u>前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により、委員外議員がオンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(表決問題の宣告)</p>	<p>(表決問題の宣告)</p>
<p>第74条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは表決に付する問題を会議に宣告する。</p>	<p>第74条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは表決に付する問題を会議に宣告する。</p>
<p>(起立による表決)</p>	<p>(起立による表決)</p>
<p>第77条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<p>第77条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>
<p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。</p>	<p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。</p>
<p>(投票による表決)</p>	<p>(投票による表決)</p>
<p>第78条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p>	<p>第78条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(簡易表決)</p>	<p>(簡易表決)</p>
<p>第83条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>はかる</u>ことができる。</p>	<p>第83条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。</p>
<p>2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。</p>	<p>2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。</p>
<p>(表決の順序)</p>	<p>(表決の順序)</p>
<p>第84条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければならない</u></p>	<p>第84条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければならない</u></p>

らない。

2 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第86条 略

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 略

5 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第87条 略

2 略

(請願の審査報告)

第88条 略

2 略

(陳情書の処理)

らない。

2 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第86条 略

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 略

5 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第87条 略

2 略

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の規定により、紹介議員がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第88条 略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 略

(陳情書の処理)

第 8 9 条 議長は、陳情書又はこれに類するものでその内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

2 略

(議長及び副議長の辞職)

第 9 2 条 略

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかりその許否を決める。

3 略

(決定書の交付)

第 9 6 条 被選挙権の有無又は法第 9 2 条の 2 の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、その決定書を、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第 9 8 条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第 1 0 4 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(懲罰動議の審査)

第 1 0 6 条 懲罰については、議会は、第 3 6 条第 3 項 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) の規定にかかわらず委員会の付託を省略して議決することはできない。

第 1 3 章の 3 公聴会、参考人
(公述人の決定)

第 8 9 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

2 略

(議長及び副議長の辞職)

第 9 2 条 略

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮り、その許否を決める。

3 略

(決定の通知)

第 9 6 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第 9 8 条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第 1 0 4 条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(懲罰動議の審査)

第 1 0 6 条 懲罰については、議会は、第 3 6 条第 3 項 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) の規定にかかわらず委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第 1 0 6 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会は又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第 1 3 章の 3 公聴会及び参考人
(公述人の決定)

第 1 1 1 条の 5 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

（会議録の配付）

第 1 1 3 条 会議録は、印刷し、議員及び関係者に配付する。

（協議又は調整を行うための場）

第 1 1 7 条 略

第 1 6 章 略

第 1 1 1 条の 5 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 略

（会議録の配付）

第 1 1 3 条 会議録は、印刷し、関係者に配付する。

（協議又は調整を行うための場）

第 1 1 7 条 略

（協議等の場の開催方法の特例）

第 1 1 7 条の 2 前条の協議等の場について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、呉市議会委員会条例（昭和 31 年呉市条例第 2 3 号）の例による。

第 1 6 章 略

（電子情報処理組織による通知等）

第 1 1 7 条の 3 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議

長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と以下の項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により当該通知を受ける旨の表示を議長が定める方式により行う場合に限る。

3 前2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（日程の作成及び配付）の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項に

ついて当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第117条の4 この規則の規定(第26条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)第1項(第81条(選挙規定の準用)において

準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

オンラインによる方法での委員会の導入等に伴い、所要の規定の整備をするため、この規則案を提出する。